

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

# 文教常任委員会報告資料

教育委員会

## 目 次

I	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について	1
II	かながわ学校管理職育成指針（仮称）（素案）について	20
III	令和元年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について	27

# I 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

## 1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

## 2 臨時休業から再開までの動き

### (1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学

校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

**【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】**

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

- (ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。
- (イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。
- (ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料)による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館)

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(以下、「県実施方針」という。)が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)

オ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

キ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫(一部)、近代美術館(一部)については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開する。

ク 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

### 3 県立学校及び市町村立学校における再開後の対応

(1) 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下のア及びイのとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

イ 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する可能性がある。

(2) 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」

を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下のアからエのとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。

イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。

ウ 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高湿多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。

エ 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

(3) 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下のアからオのとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

ア 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

イ 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題(読み・書き・意味)において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。

ウ 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。

エ 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。

オ 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

- (4) 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議(以下、「県対策本部会議」という。)における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、



以下のアからケの内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

ア 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。

イ 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。

ウ 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。

エ 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。

オ 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

カ 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。

キ 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

ク 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

ケ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

- (5) 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

**【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】**

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
  - 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
  - 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
  - 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
  - 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
- (6) 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。
- (7) 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

イ 県立特別支援学校について

(ア) 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。

(イ) 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

(ウ) 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

(8) 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、

○ 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について

○ 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について

○ 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について

○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について

○ 県立中等教育学校入学者決定検査について

など参考1のとおり対応することとした。

- (9) 11月20日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。

ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

イ 県立特別支援学校について

(ア) 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。

(イ) 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

- (10) 11月27日に、県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。

ア 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。

イ 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

- (II) 12月3日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、新型インフルエンザ等特別措置法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、  
ア 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。

イ 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。

なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。

#### 4 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。県立学校については、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染拡大予防対策を講じ運営していく。

## 参考 1

### 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について

#### 1 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について

- 令和3年度入学者選抜の共通選抜（令和3年2月15日（月曜日）実施）において、窓口での志願手続に加えて、新たに郵送による志願手続を導入する。郵送による手続の期間は、窓口での募集期間（令和3年1月28日（木曜日）～同年2月1日（月曜日）土・日を除く）に先立つ令和3年1月25日（月曜日）から1月27日（水曜日）（必着）とする。
- 神奈川県内の国公立中学校等に在籍している生徒の場合は、原則として、願書を在籍校から志願先の高等学校へ一括で郵送する。
- 窓口での志願手続の時間帯については、11月下旬に各中学校等を通じて配付する「志願のてびき」に記載する。

#### 2 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について

- 検査会場では、受検者同士の間隔を1m程度確保するよう配慮する。
- 受検者にマスク着用をお願いするとともに、各検査会場への消毒液の設置や、検査会場の換気の実施など、感染症対策に万全を期す。
- 受検者は検査当日、「健康観察票」（\*）を持参し。志願先の高等学校では「健康観察票」により受検者の健康状態を把握する。  
\*「健康観察票」：検査当日の体温や体調（咳・喉の痛みを伴う風邪症状の有無等）を受検者本人が記入するもので、志願手続終了後、志願先の高等学校から受検者に受検票を交付する際に併せて配付し、検査当日に受検者本人が志願先の高等学校に持参。
- 共通選抜の学力検査等（学力検査は、令和3年2月15日（月曜日）実施）当日に、発熱等の体調不良のある受検者は、その原因が新型コロナウイルス感染症によるか否かに関わらず、無理をせずに自宅で休養することとして、受検を見合わせ、2月22日（月曜日）に実施する「追検査」を受検するよう案内する。
- 面接や特色検査等の「追検査」がない検査においても、発熱等の体調不良のある受検者は、同様に無理をせずに自宅で休養することとして、受検を見合わせるよう案内する。その場合は、中学校長から志願先の高等学校長に提出される、「事由報告書」により「資料の整わない者」（\*）として、調査書や受検した他の検査の結果等、参考にできる資料を活用して適正に選考される。  
\*「資料の整わない者」：志願先の高等学校で選考の資料とする調査書、学力検査、特色検査、面接のうち、やむを得ない事情により資料の一部がない受検者

#### 3 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について

- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（（過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。）以下、「濃厚接触者」という。）のうち、次の要件を全て満たす受検者については、別室での受検を可能とする。
  - （1）自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること
  - （2）検査当日も無症状であること
  - （3）公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

(4) 「濃厚接触者確認票」(\*)を提出すること

\* 「濃厚接触者確認票」: 自治体等による検査の結果、陰性であること等を受検者本人が記入するもので、在籍中学校等を経由して受検者に配付し、検査を受検する当日に志願先の高等学校に提出。

#### 4 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について

○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、「学力検査等」及び「追検査」を受検できなかった受検者を対象とした「追加の検査」については、令和3年3月10日に実施することを令和2年7月3日に記者発表しているが、「追加の検査」の不合格者及び正当な理由があつて「追加の検査」を受検できなかった受検者を対象として、全日制公立高等学校等への進学機会を確保するため、新たに「追加の二次募集」を実施する。

○ 「追加の二次募集」の志願先は、共通選抜二次募集を実施する公立高等学校とする。

(全日制公立高等学校の入学選抜日程と各検査の対象者)

入学選抜日程	各検査の対象者
2月15日(月曜日) 学力検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱等の体調不良のない受検者</li> <li>濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者</li> </ul>
2月22日(月曜日) 「追検査」	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザを含めた体調不良のために2月15日の検査を受検できなかった者</li> <li>15日の検査を受検できなかった濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者</li> </ul>
3月1日(月曜日) 合格発表	※3月1日(月曜日)「追加の検査」志願状況公表
3月10日(水曜日) 二次募集学力検査等	・公立高等学校に合格していない者(「追加の検査」の受検を希望していたが、志願取消の手続きをした者も含む)
3月10日(水曜日) 「追加の検査」学力検査等	・新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたため、2月15日の学力検査等及び22日の追検査を受検できなかった者のうち、「追加の検査」の受検を希望する者
3月17日(水曜日) 二次募集合格発表	
3月17日(水曜日) 「追加の検査」合格発表	
3月19日(金曜日)、22日(月曜日) 「追加の二次募集」募集期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月10日の「追加の検査」で不合格となった者又は正当な理由があつてこの検査を受検できなかった者で、公立高等学校に合格していない者のうち、「追加の二次募集」の受検を希望する者</li> </ul>
3月23日(火曜日) 「追加の二次募集」志願変更	
3月24日(水曜日) 「追加の二次募集」面接検査	
3月26日(金曜日) 「追加の二次募集」合格発表	

## 5 県立中等教育学校入学者決定検査について

- 県立中等教育学校入学者決定検査（以下、「入学者決定検査」という。）においては、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者を対象とした追加の検査は実施しない。ただし、濃厚接触者のうち、次の要件を全て満たす方について、別室での「入学者決定検査」の受検を可能とする。
  - （1）自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること
  - （2）検査当日も無症状であること
  - （3）公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
  - （4）「濃厚接触者確認票」を提出すること
- また、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者以外で、検査当日、発熱等の体調不良のある受検者は、濃厚接触者とは異なる別室を設け、「入学者決定検査」の受検を可能とする。
- 受検者は検査当日、受検票の「健康状態報告欄」に必要事項を記入して持参することで、志願先の中等教育学校では「健康状態報告欄」により健康状態を把握する。



県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況  
 県教育委員会把握分（令和2年12月8日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
6月から12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	83	46
	特別支援学校	14	6
	小 計	97人	52校
	合 計	98人	53校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
6月から12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	10	9
	特別支援学校	6	6
	小 計	16人	15校
	合 計	18人	17校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	6
	特別支援学校	4
	合 計	10校

## (4) 月別感染者数

## &lt;児童、生徒&gt;

月	校種	感染者数	合計
3月	高等学校・中等教育学校	0	0
	特別支援学校	0	
4月	高等学校・中等教育学校	0	0
	特別支援学校	0	
5月	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人
	特別支援学校	0人	
6月	高等学校・中等教育学校	0	1
	特別支援学校	1	
7月	高等学校・中等教育学校	6	6
	特別支援学校	0	
8月	高等学校・中等教育学校	27	29
	特別支援学校	2	
9月	高等学校・中等教育学校	13	18
	特別支援学校	5	
10月	高等学校・中等教育学校	7	7
	特別支援学校	0	
11月	高等学校・中等教育学校	20	25
	特別支援学校	5	
12月	高等学校・中等教育学校	10	11
	特別支援学校	1	
小計	高等学校・中等教育学校	83人	97人
	特別支援学校	14人	
合計	高等学校・中等教育学校	84人	98人
	特別支援学校	14人	

## &lt;教職員&gt;

感染者数	合計
0	0
0	
1	1
0	
0	1
1	
1人	2人
1人	
0	0
0	
0	2
2	
2	3
1	
4	4
0	
0	1
1	
3	5
2	
1	1
0	
10人	16人
6人	
11人	18人
7人	

2 市町村立（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	5	4
	小学校	12	11
	特別支援学校	1	1
	小 計	18人	16校
6月から12月まで (学校再開後)	高等学校	13	8
	中学校	122	84
	小学校	233	155
	特別支援学校	1	1
	小 計	369人	248校
	合 計	387人	264校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	1	1
	小学校	2	2
	特別支援学校	0	0
	小 計	3人	3校
6月から12月まで (学校再開後)	高等学校	5	5
	中学校	10	8
	小学校	32	25
	特別支援学校	6	5
	小 計	53人	43校
	合 計	56人	46校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から12月まで (学校再開後)	高等学校	4
	中学校	26
	小学校	57
	特別支援学校	5
	合 計	92校

## (4) 月別感染者数

&lt;児童、生徒&gt;

月	校種	感染者数	合計
3月	高等学校	0	1
	中学校	0	
	小学校	1	
	特別支援学校	0	
4月	高等学校	0	13
	中学校	3	
	小学校	9	
	特別支援学校	1	
5月	高等学校	0	4
	中学校	2	
	小学校	2	
	特別支援学校	0	
小計	高等学校	0人	18人
	中学校	5人	
	小学校	12人	
	特別支援学校	1人	
6月	高等学校	0	3
	中学校	1	
	小学校	2	
	特別支援学校	0	
7月	高等学校	0	11
	中学校	2	
	小学校	9	
	特別支援学校	0	
8月	高等学校	2	80
	中学校	17	
	小学校	61	
	特別支援学校	0	
9月	高等学校	0	58
	中学校	17	
	小学校	41	
	特別支援学校	0	
10月	高等学校	1	83
	中学校	28	
	小学校	54	
	特別支援学校	0	
11月	高等学校	8	107
	中学校	48	
	小学校	50	
	特別支援学校	1	
12月	高等学校	2	27
	中学校	9	
	小学校	16	
	特別支援学校	0	
小計	高等学校	13人	369人
	中学校	122人	
	小学校	233人	
	特別支援学校	1人	
合計	高等学校	13人	387人
	中学校	127人	
	小学校	245人	
	特別支援学校	2人	

&lt;教職員&gt;

感染者数	合計
0	0
0	
0	
0	
0	3
1	
2	
0	
0	0
0	
0	
0	
0人	3人
1人	
2人	
0人	
0	0
0	
0	
0	
0	8
1	
4	
3	
0	13
1	
11	
1	
1	5
2	
2	
0	
0	5
1	
4	
0	
4	16
5	
7	
0	
0	6
0	
4	
2	
5人	53人
10人	
32人	
6人	
5人	56人
11人	
34人	
6人	

### 県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 2 年 12 月 8 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:35	1
8:40	3
8:45	2
8:50	29
8:55	6
9:00	30
9:05	6
9:10	22
9:15	6
9:20	25
9:25	3
9:30	6
9:35	0
9:40	0
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。  
（一部の県立高等学校を除く。）

### 県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 2 年 12 月 8 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	1
8:50	3
8:55	1
9:00	8
9:30	10
9:40	1
9:45	1
9:50	1
10:00	2
10:15	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

## Ⅱ かながわ学校管理職育成指針(仮称)(素案)について

グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が激しく変化する中、学校にはより時代の要請に応じた教育や学校づくりが求められており、校長をはじめ管理職のリーダーシップやマネジメント能力がますます重要となっている。一方、本県教員について見ると、40歳代から50歳代前半までの教員が非常に少なく、今後の管理職の計画的な育成が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、計画的かつ一貫した管理職人材の育成のため「かながわ学校管理職育成指針(仮称)」を策定する。

### 1 策定の背景

平成27年12月、中央教育審議会では、管理職の適材確保に向けた改善方策として、校長、副校長及び教頭に求められる資質・能力の明確化及び管理職の養成への活用などを内容とする、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」を取りまとめ、文部科学省に提出した。

また、平成29年4月に教育公務員特例法が改正され、「校長及び教員の資質向上に関する指標」の策定が任命権者に義務付けられた。

平成29年8月、県教育委員会は、本県が任命権者となる公立学校の校長及び教員を対象とした「校長及び教員の資質向上に関する指標」を策定し、その中で、管理職に求められる資質・能力として、学校経営を実践する「学校経営力」を示した。

### 2 管理職育成の方向

#### (1) 基本的な考え方

「かながわ教育ビジョン」の理念の下、総括教諭の段階から、管理職の魅力ややりがいについて、研修や上位職等による職場訓練(OJT)を通して伝え、意識の醸成を図る。

また、自ら学び続ける教員であるべきとの理念の下、自己研鑽や自己啓発の観点から、研修の受講と上位職等による職場訓練(OJT)の実践により、資質・能力の育成を図るとともに、人事異動により幅広い経験を積み重ね、管理職登用時には選考試験等を実施し、各職位に求められる資質・能力を有する人材を確保する。

## (2) めざすべき管理職像

教員は、教育者としての基本的な素養を備え、教育公務員として法令を遵守するとともに、服務規律を徹底し、確固たる倫理観と使命感をもつことは当然である。とりわけ、学校の管理職は、そういった教員の人材育成等の役割を担っていることから、さらに高い倫理観と強い使命感が求められる。

こうした観点を踏まえ、既に示している県教育委員会の考え方（参考1）に、その後の環境の変化の要素を加え、めざすべき管理職像を以下のとおり整理する。

### 〔めざすべき管理職像〕

#### 【率先垂範できる力】

- ① 教育を取り巻く環境等の変化に応じ、学校づくりや教育活動をリードし、部下教職員等の模範となり、リーダーシップを発揮し、学校を動かし、支え、発展させることができる。

#### 【統率し指導する力】

- ② 教育者としての高い倫理観と強い使命感に基づくゆるぎない信念と情熱をもち、「かながわ教育ビジョン」の理念のもとに設定した学校教育目標の実現に向けて教職員をまとめ、指導ができる。

#### 【モチベーションを高め人材を育成する力】

- ③ チーム学校を支える教職員個々の多様性を踏まえ、キャリアプランを見通し、教職員一人ひとりの意欲向上・人材育成に資する指導・助言ができる。

#### 【組織を運営し教職員を管理する力】

- ④ 教育を取り巻く環境等の変化に応じ、適切な組織執行体制の構築と教職員の管理監督ができる。

#### 【地域と協力し学校を運営する力】

- ⑤ 開かれた学校づくりに向け、保護者や地域の方の意見を把握するとともに、学校に対する要望の実現に向けて努力ができる。

#### 【リスクを予防し不測の事態に対応する力】

- ⑥ 学校事故や教職員の不祥事の未然防止に努めるとともに、不測の事態に対しては、リーダーシップをもって迅速かつ適切に、そして組織的に対応ができる。

#### 【将来に向けて学校運営を改善し、発展させる力】

- ⑦ 適正な学校評価の実施に努め、評価結果を踏まえ、将来に向けて学校運営を改善し、発展させることができる。

### (3) めざすべき管理職像の指標化

中教審答申において、教育委員会は「チームとしての学校」の管理職に求められる資質・能力を明確にし、管理職の養成等に活用することが示されており、「めざすべき管理職像」を管理職に必要なとされる「リーダーシップ」と「マネジメント」の2つに区分した上で、校長や副校長などの職位に応じて育成する資質・能力を指標化する。

#### 【各職位で育成する資質・能力の例（リーダーシップ）（県立学校）】

「リーダーシップ」		総括教諭職 で育成する 資質・能力	教頭職 で育成する 資質・能力	副校長職 で育成する 資質・能力	校長職 で育成する 資質・能力
1	【率先垂範できる力】 教育を取り巻く環境等の変化に 対応し、学校活動の模範となり リーダーシップを発揮し、学校を 動かす、支え、発展させること ができる	左記の視点をもち、グループ業務等を通して学校を動かす、支え、発展させることができる	自ら、または、指示を受けながらリーダーシップを発揮し、学校を動かす、支え、発展させることができる	自ら、リーダーシップを発揮し、校務を総合調整すること、学校を動かす、支え、発展させることができる	常に的確なリーダーシップを発揮し、学校を動かす、支え、発展させることができる

## 3 管理職育成の手立て

### (1) 基本的な考え方

人事異動により幅広い経験を積み重ねる中で、管理職育成研修及び職場訓練(OJT)の実施により、各職位に求められる資質・能力を育成する。また、管理職登用にあたっては、教頭候補者選考試験や人材アセスメント等を実施し、各職位に求められる資質・能力を有する人材を確保する。

### (2) 管理職育成研修及び職場訓練(OJT)

各職位において指定の管理職育成研修を実施する。また、職場訓練(OJT)を通して、必要な資質・能力が育成されたかどうか、その状況を分析し、必要に応じて研修を再受講することで着実に資質・能力を育成する。

#### ア 管理職育成研修

職位と経験年数に応じて実施されている現在の管理職等研修（参考2）について、職位ごとに求められる「リーダーシップ」と「マネジメント」を育成するための研修を、「リーダーシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ」などに整理して体系化し、それぞれに必要な研修を実施する。



## イ 職場訓練(OJT)

### (ア) 職場実践

管理職育成研修で学んだ内容を日常業務の中で実践するとともに振り返りを行い、上位職等に指導・助言を積極的に求め、自らの資質・能力の把握や一層の資質・能力の向上を図る。

### (イ) 上位職等からの指導・助言

上位職等は日常業務の中で積極的・計画的に指導・助言を行い、本人の資質・能力の向上を促すとともに、教職員人事評価システムの面接等を用いて指導・助言を行う。

- ・ 自己目標設定時の面接

個々の教職員の資質・能力を見極め、資質・能力に応じた適切な自己目標を設定させ、達成に向けた具体的な方策について指導・助言を行う。

- ・ 人事評価結果開示の際の面接

本人とともに1年間の実践の振り返りを行い、今後のキャリアプランについて指導・助言を行う。

### (3) 人事異動を通じた人材育成

様々なタイプの学校や行政機関への人事異動、校種間交流や政令市等との交流をはじめ、教職大学院や民間企業への派遣など、様々な環境での経験を積み重ね、多様な視点から考える資質・能力など、管理職に求められる資質・能力を育成する。

### (4) 管理職登用について

管理職の登用にあたって、勤務実績や人事評価に加え、登用する職に応じた試験等を実施し、各職位に求められる資質・能力を有する人材を確保する。

#### ア 教頭候補者選考試験

教頭への登用にあたり、学校経営に携わる管理職として求められる資質・能力の有無を検証するため、適性評価、論文、集団討議及び個人面接による教頭候補者選考試験を実施する。

なお、令和2年度からは、これまでの公募制に加えて、所属長等が教頭職に必要な資質・能力等を有していると判断できる者を、直接、推薦する制度を導入し、教頭の登用について複線化を図っている。

## イ 県立学校校長選考アセスメント

県立学校の校長への登用にあたり、学校現場で起こる様々な課題について、トップリーダーとして組織を動かし、事案に適切に対処できる人材かどうかを見極めるため、具体的な場면을想定した演習※により、マネジメント能力を客観的に判定する手法を取り入れた「県立学校校長選考アセスメント」を実施する。

(市町村立学校については、県立学校における実施状況と市町村の実情を踏まえ、今後検討していく。)

### ※ 具体的な場면을想定した演習

次のような場면을想定した演習を行う(例示)。

- ・ 校長に赴任後の最初の職員会議において、学校の目指すべき姿を校長の所信として、表現力豊かに職員に示すことができるか。
- ・ 学校説明会において校長として自分の学校を論理的にしっかりとPRできるか。
- ・ 担任の指導に対する保護者からの意見・要望に対して、相手方の主張をしっかりと受け止めつつ、説得力をもって落ち着いて対応することができるか。
- ・ 指導に自信を無くした教員など課題を抱える教員に対して共感性を示しつつ、臨機応変に指導できるか。
- ・ 生徒の行動に対する地域の方からの意見・要望に対して、柔軟に対応するとともに、具体的な解決案を提案して相手方を納得させることができるか。

## 4 今後の予定

令和3年1月下旬	神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会で案を議論
3月上旬	文教常任委員会に案を報告
3月下旬	教育委員会に付議のうえ、かながわ学校管理職育成指針を策定

平成 29 年 8 月

## 神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて

～ 校長及び教員の資質向上に関する指標 ～ より作成

### めざすべき教職員像

#### 【 発展期 】 伝え、支える

— 教職経験約20年(約45歳)以上の教員及び管理職 —

学校づくりや教育活動をリードし、  
同僚教職員・部下教職員の模範となり、  
リーダーシップを発揮し、  
学校を動かし、支え、発展させる。



#### 校長

- ◆ めざすべき校長像については、「学校経営力」を加えます。
- ※ 副校長、教頭には、校長の校務を補佐する役割として、校長に準じる役割が求められます。

#### 学 校経営力

専門家集団をチームとしてまとめる学校経営の実践

- 教育者としての強い使命感に基づくゆるぎない信念をもち、「かながわ教育ビジョン」の理念のもとに設定した学校教育目標の実現に向けて教職員をまとめ、指導している。
- 教職員や組織の適切な管理監督を行っている。
- 教職員個々のキャリアプランを見通し、教職員一人ひとりの意欲向上・人材育成に資する指導・助言を行っている。
- 開かれた学校づくりに向け、保護者や地域の方の意見を把握するとともに、学校に対する要望の実現に向けて努力している。
- 学校事故などの不測の事態に対し、強いリーダーシップをもって迅速かつ適切に、そして組織的に対応している。
- 適正な学校評価の実施に努め、評価結果を踏まえ、不断の学校運営の改善と発展を図っている。

平成 29 年 8 月に示した「めざすべき校長像」

## 参考 2

### 現在の管理職等研修について

#### (1) 学校経営研修（校長・副校長・教頭等）

	講座名	対象校種等	定員	日数
1	[指定研修]学校経営力向上研修講座（県立学校）〔2年目及び3年目校長対象〕	高・中等・特	該当者	1
2	[指定研修]校長研修講座（県立学校）	高・中等・特	169	1
3	[指定研修]新任校長研修講座（小・中学校）	小・中	該当者	4
4	[指定研修]新任校長研修講座（県立学校）	高・中等・特	該当者	4
5	[指定研修]新任副校長研修講座（県立学校）	高・中等・特	該当者	4
6	[指定研修]新任教頭研修講座（小・中学校）	小・中	該当者	3
7	[指定研修]新任教頭研修講座（県立学校）	高・中等・特	該当者	4
8	[指定研修]学校防災に係る研修講座	高・中等・特	169	1
9	学校経営課題研修講座～現在の教育課題（不当要求から子ども達を守るために）～	小・中・高・中等・特	40	1
10	[指定研修]新任指導主事研修講座	新任指導主事	該当者	1
11	[指定研修]教頭候補者研修講座（市町村立学校）	市町村立	該当者	1
12	[指定研修]教頭候補者研修講座（県立学校）	県立	該当者	1

#### (2) 学校運営研修（総括教諭等）

	講座名	対象校種	定員	日数
1	[指定研修]新任総括教諭等研修講座（小学校）	小 ※	該当者	1
2	[指定研修]新任総括教諭等研修講座（中学校）	中 ※		
3	[指定研修]新任総括教諭等研修講座（県立学校）	高・中等・特		
4	スタッフ・マネジメント力向上研修講座	小・中・高・中等・特・他	40	1
5	ファシリテーションスキル向上研修講座（基本）	小・中・高・中等・特・他	40	1
6	ファシリテーションスキル向上研修講座（実践）	小・中・高・中等・特	40	1

※「新任総括教諭等研修講座」（市町村立学校対象）の2日目以降は、各教育事務所、中核市教育委員会で実施する。

### Ⅲ 令和元年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

#### 1 調査の概要

##### (1) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

なお、調査の名称について、今回、不登校と問題行動を、より明確に区別するために、従来の「問題行動等調査」を「問題行動・不登校等調査」と変更した。

##### (2) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

##### (3) 調査方法

令和元年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

#### 2 公立学校の調査結果

##### (1) いじめについて

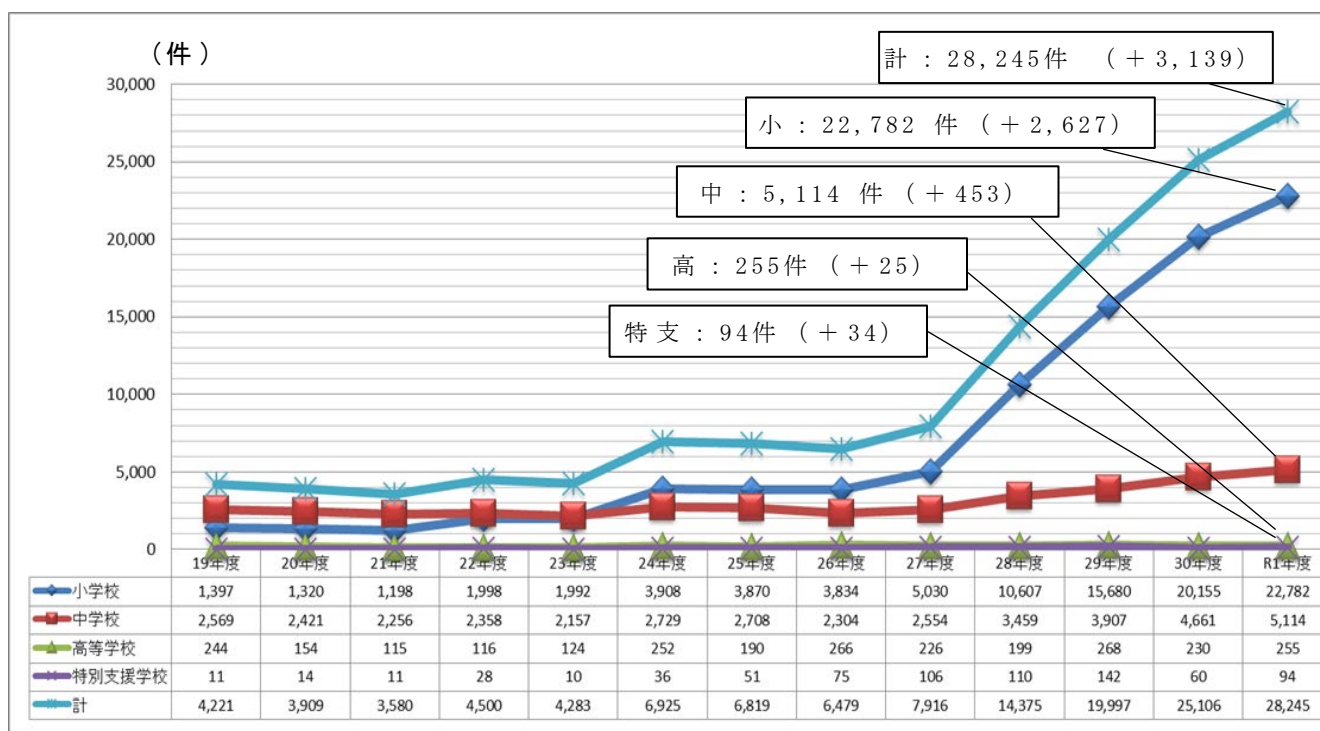
令和元年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より3,139件多い、28,245件のいじめを認知した。内訳は、小学校で2,627件の増加、中学校で453件の増加、高等学校で25件の増加、特別支援学校で34件の増加であった。（【図1】参照）

小学校におけるいじめ認知件数の増加については、児童全体の傾向として、「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」や「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等の、コミュニケーションスキル

や自分の感情をコントロールするスキル等が、児童に十分に身に付いていないことが、一因として挙げられる一方、学校がいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果とも考えられる。

なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から4件増加の25件（小11件、中13件、高1件）であった。

【図1】いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



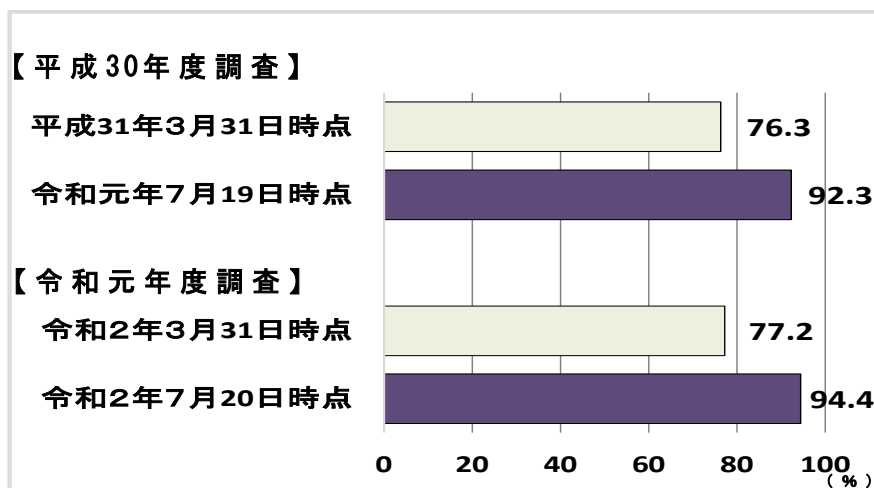
次に、いじめの解消状況について、前年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点(夏季休業前)での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

各学校において、認知したいじめについて、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。解消していないいじ

めへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

【図2】いじめが解消している割合（公立小・中・高・特支学校）

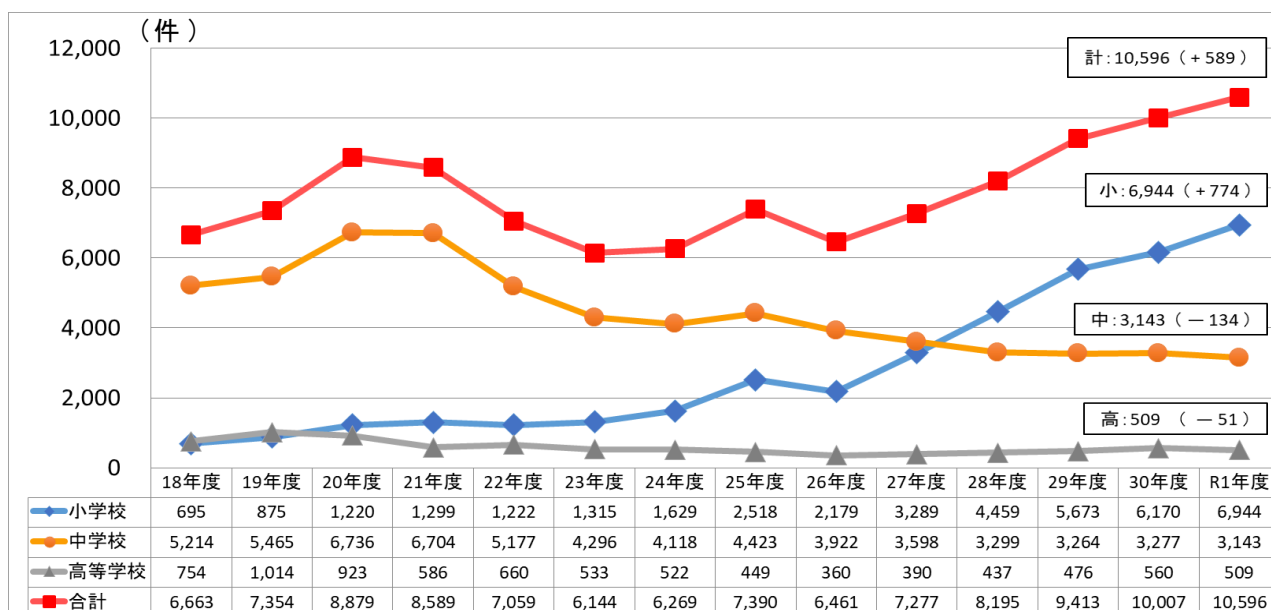


(2) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和元年度の暴力行為の発生件数は、前年度より589件増加し10,596件であった。内訳は、小学校で774件の増加、中学校で134件の減少、高等学校で51件の減少であった。（【図3】参照）

小学校における暴力行為の発生件数の増加については、いじめと同様に、コミュニケーションスキルや自分の感情をコントロールするスキル等が、児童に十分に身に付いていないことが一因として挙げられる。

【図3】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）

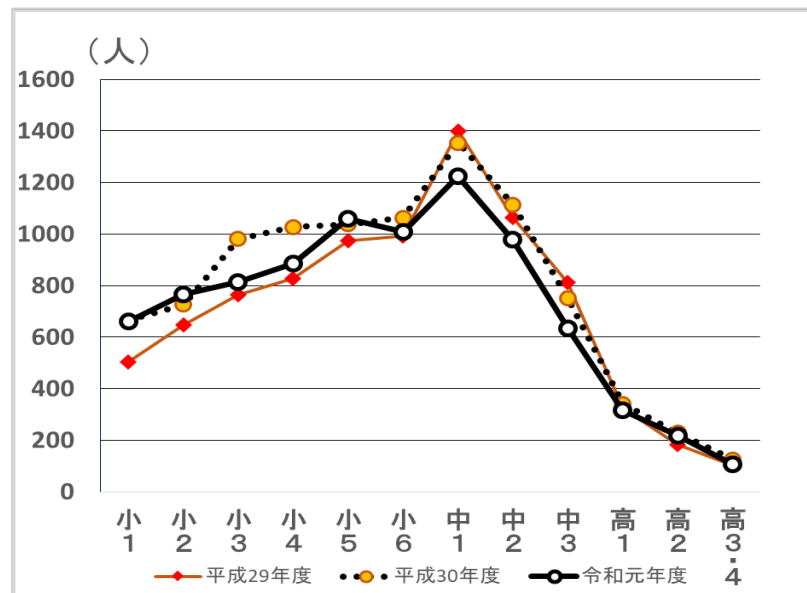


次に、「学年別加害児童・生徒数」を見ると、平成30年度に増加が顕著だった小学校3年生、4年生は減少したが、小学校全体の暴力行為の発生件数は増加傾向にある。（【図4】参照）

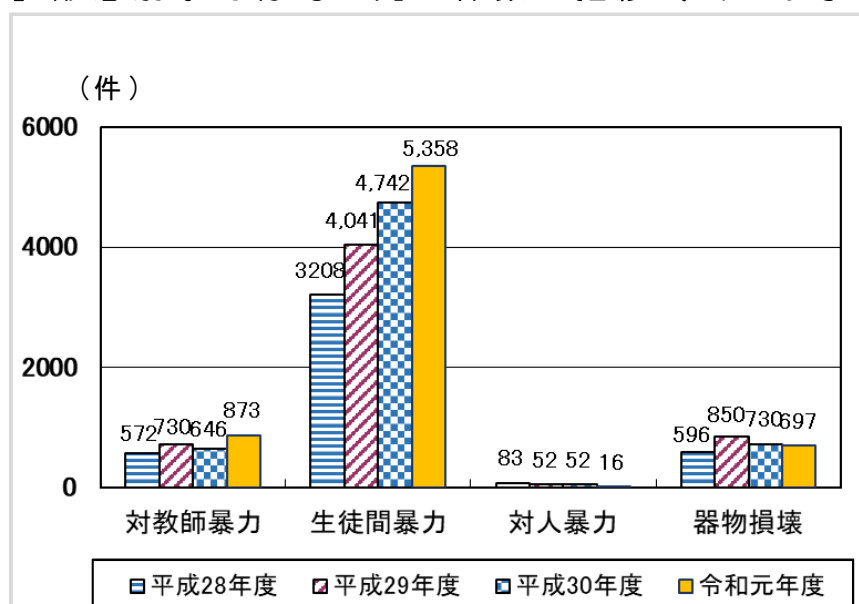
また、小学校の形態別暴力行為の発生件数の推移を見ると、生徒間暴力が増加している。（【図5】参照）

他者とのかかわりの中で多くのことを学ぶ小学校の段階で、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について重点的に指導することが重要である。

【図4】暴力行為の学年別加害児童・生徒数の推移  
（公立小・中・高等学校）



【図5】形態別暴力行為の発生件数の推移（公立小学校）

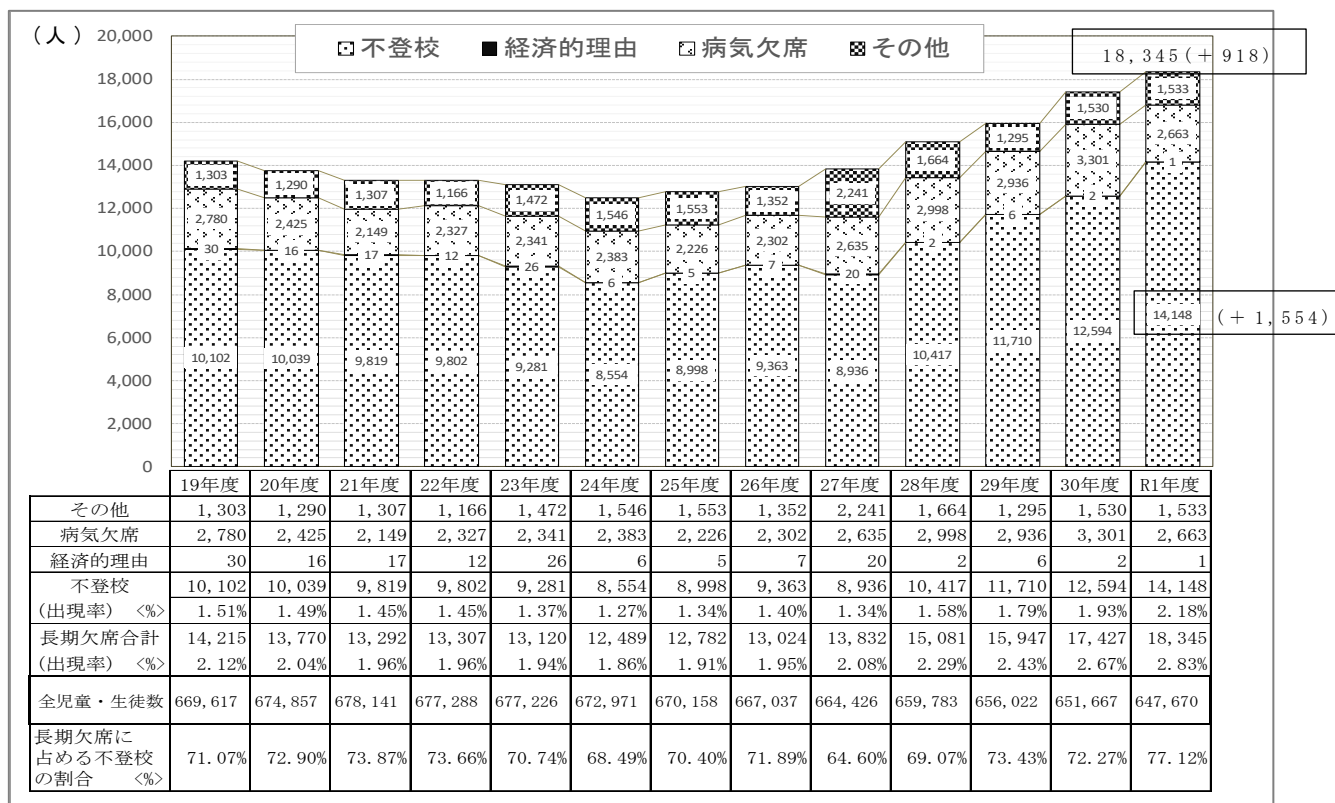




(3) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

公立小・中学校における長期欠席者数は、前年度より918人増加し18,345人、長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、前年度より1,554人増加し14,148人であった。（【図6】参照）

【図6】理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）

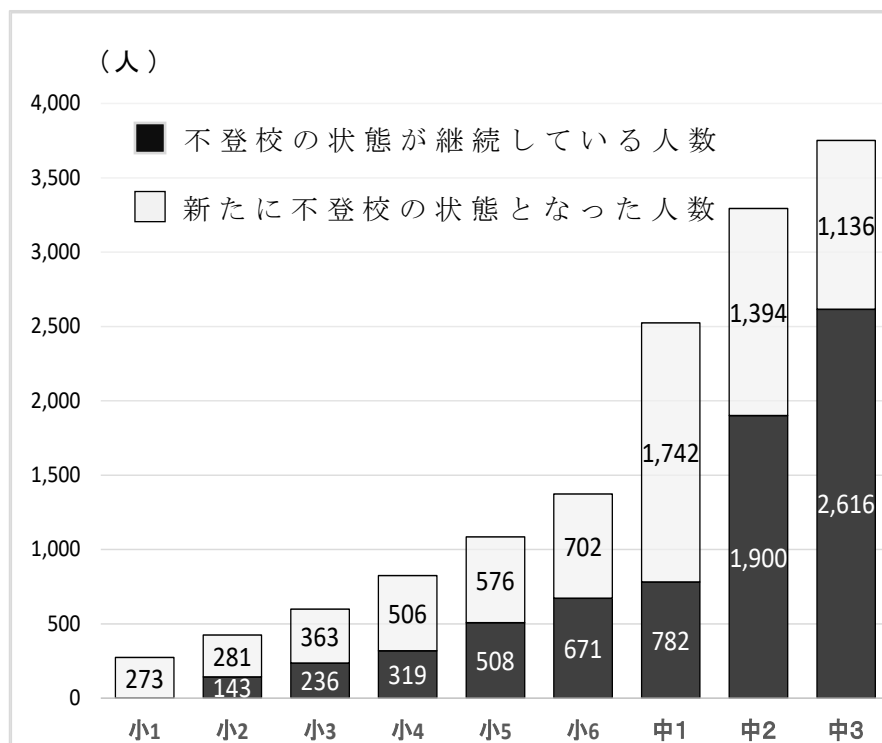


毎年度、一定数の児童・生徒が、不登校の状態を解消している一方、それ以上に、新たに不登校となる人数の方が多いという状況が見られている。（【図7】参照）

新たな不登校を未然に防ぐことができていない要因として、児童・生徒全体に見られるコミュニケーションスキルの不足等の課題に対し、学校による豊かな人間関係づくり等の取組が十分とはいえないということが考えられる。

また、「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等の、いわゆる「教育機会確保法」（平成28年に成立）の趣旨を踏まえ、学校が欠席理由を不登校と積極的に捉えるようになったことも、増加の一因と考えられる。

【図7】学年別不登校の児童・生徒数の内訳（継続・新規別）  
（公立小・中学校）

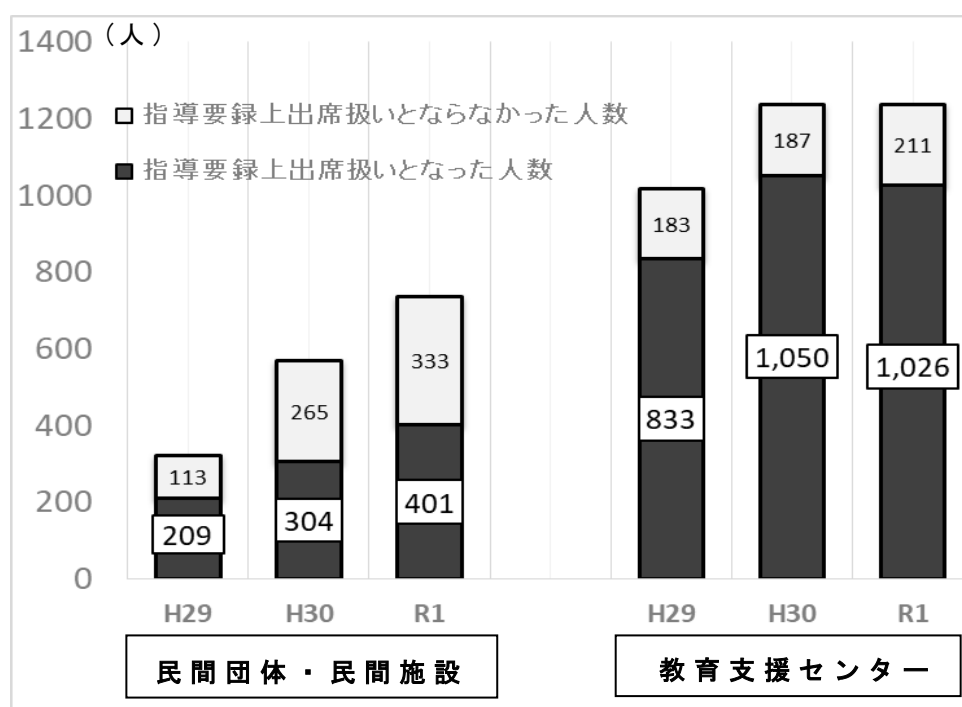


フリースクール等の民間団体・民間施設で、相談・指導を受けた不登校の児童・生徒が増加しており、734人である。あわせて、そのうち、学校が指導要録上出席扱いとした児童・生徒数も増加しており、401人である。（【図8】参照）

各学校において、フリースクール等での活動を多様な学びの一つとして認める傾向が、見られ始めている。

学校では、フリースクールをはじめとした関係の施設とこれまで以上に連絡を密にとり、不登校の児童・生徒の学校外での多様な学習活動を「出席扱い」と認めるなど、積極的に評価していくことが必要である。

【図8】 学校外の機関で相談・指導を受けた  
不登校の児童・生徒数（公立小・中学校）



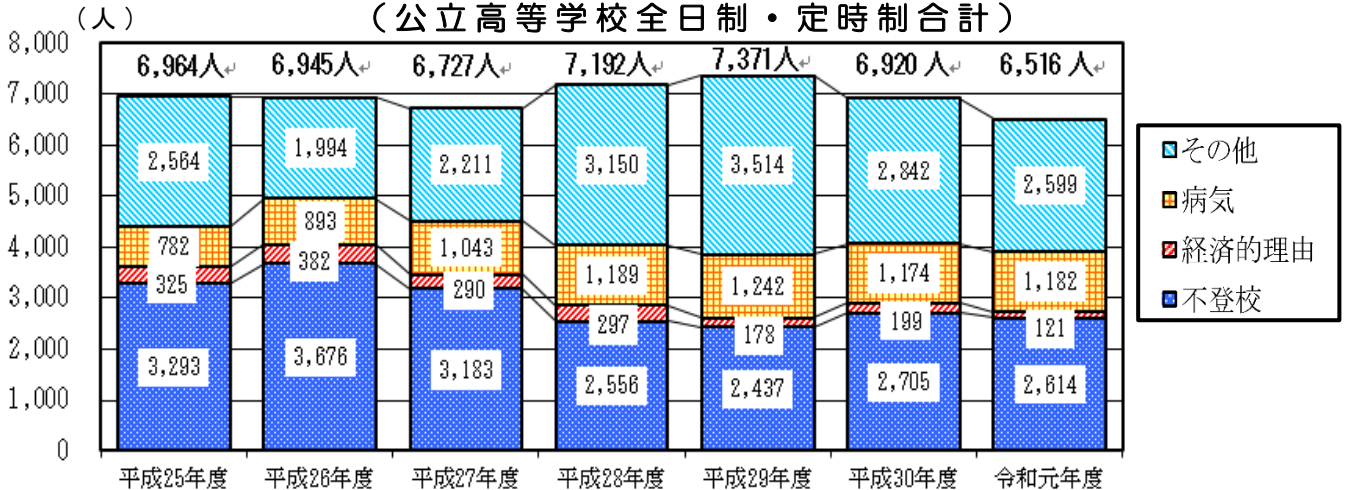
#### (4) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数については6,516人となり、前年度より404人減少した。うち不登校生徒数は2,614人（長期欠席者の40.1%）で、前年度より91人減少した。（【図9】参照）

長期欠席者数のさらなる減少に向け、各学校において、生徒一人ひとりの状況を把握し、学習意欲や就学意欲を高める継続的な指導・支援が必要である。

【図9】理由別長期欠席者数の推移

(公立高等学校全日制・定時制合計)



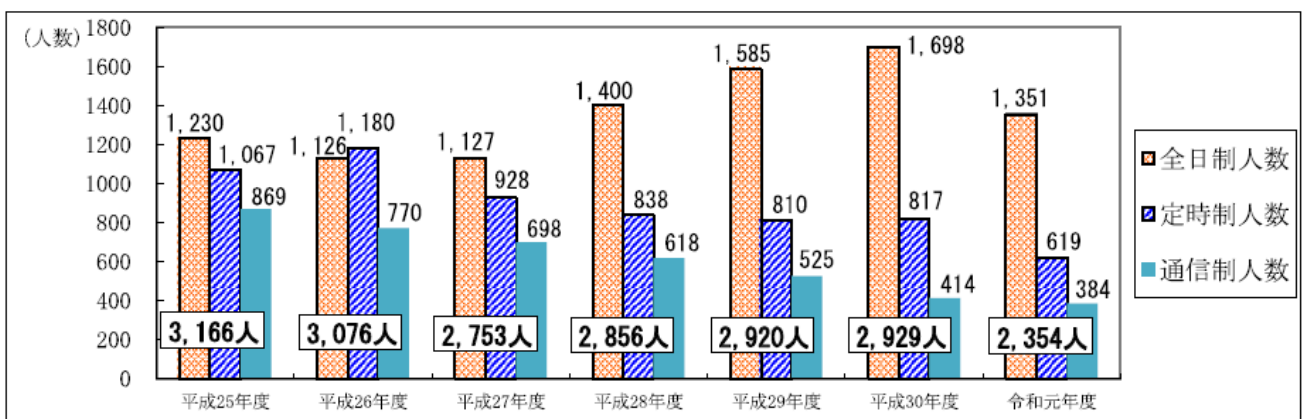
(5) 中途退学者について

公立高等学校全体における中途退学者数は2,354人であった(全日制は347人減少、定時制は198人減少、通信制は30人減少)。中途退学率については、全課程で低下した。(【図10】参照)

中途退学者が減少した理由として、特に「学業不振」を理由に退学する生徒の減少が著しいことから、魅力ある授業等の推進とともに、早い段階から個別指導を行って単位未修得者を出さないようにする取組等が中途退学者の減少につながったと考えられる。

【図10】公立高等学校における中途退学者数の推移

(全日制・定時制・通信制別)



退学率 (%)	年度						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	全日制	0.99	0.88	0.87	1.07	1.21	1.31
定時制	11.46	12.72	10.72	10.34	10.61	11.69	9.89
通信制	15.02	14.61	14.35	14.39	13.68	11.17	10.64

- (6) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）
- ア いじめ（小・中・高・特）  
認知件数 5 番目：1,000人あたりの件数32番目  
＜前年度認知件数 6 番目：1,000人あたり31番目＞
  - イ 暴力行為（小・中・高）  
発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数 3 番目  
＜前年度発生件数 1 番目：1,000人あたり 3 番目＞
  - ウ 不登校（小・中）  
児童・生徒数 2 番目：1,000人あたりの人数 7 番目  
＜前年度児童・生徒数 2 番目：1,000人あたり 7 番目＞
  - エ 不登校（高校）  
生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数19番目  
＜前年度生徒数 3 番目：1,000人あたり23番目＞

### 3 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

- (1) かながわ元気な学校ネットワークの推進（平成23年度～）  
子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。
- (2) 「いのち」の授業の推進（平成24年度～）  
「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。「いのちの授業」の中心テーマの一つに、「いじめを考える」を設定し、様々な実践事例を収集する。併せて、効果的な指導方法を検討し、指導資料にまとめ全県に普及する。

(3) 魅力ある学校づくり

ア 魅力ある学校づくり調査研究事業 (令和元年度～)  
横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けた、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

イ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業  
(平成19年度～)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止を図る。

ウ 学級経営支援事業 (平成27年度～)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図っている。特に3、4年生の学級経営に焦点をあて、必要な指導の在り方や方法等を検証する。併せて、人権や福祉等に関する効果的な指導事例を検討し、取組の成果を指導資料にまとめ全県に普及する。

エ 教育相談コーディネーターの養成・配置  
(平成16年度～)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

オ スクールカウンセラーの活用 (平成7年度～)

【令和2年度の配置状況】

小学校：中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置)

高等学校：全高等学校及び中等教育学校に

86人のスクールカウンセラーで対応

教育事務所：平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーの相談業務を支援

カ スクールソーシャルワーカーの活用（平成21年度～）

【令和2年度の配置状況】

小・中学校：4教育事務所に配置

（政令・中核市は独自に配置）

高等学校：30校を拠点として配置 全県立学校に対応

(4) 関係機関との連携

ア 県学校・フリースクール等連携協議会（平成18年度～）

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

イ 相談窓口の開設（平成6年度～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設している。平成18年からは24時間受付体制を整備し、「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

ウ SNSを活用したいじめ相談（平成30年度～）

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を実施している。令和2年度は県内全ての中・高生を対象に、通年（5月～3月）で実施している。

(5) 家庭・地域との協働

ア かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ  
（平成23年度～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもとの関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催している。

イ 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進  
(平成29年度～)

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。